

第一百八十六回

参議院憲法審査会議録第九号

平成二十六年六月二十日(金曜日)
午後四時五十三分開会

委員の異動

六月十一日

辞任

三木 亨君
西村まさみ君

補欠選任

小坂 憲次君
赤池 熊谷
佐藤 櫻井
正久君 大君
丸川 充君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

誠章君
雅治君
珠代君
洋之君
眞勲君
貴之君
仁比
聰平君有田 芳生君
中川 小西
西田 白
清水 丸川
松田 中川
仁比 雅治君
聰平君小川 敏夫君
石上 俊雄君
有田 芳生君
小川 敏夫君
石上 俊雄君
有田 芳生君林 久美子君
広田 一君
藤末 健三君
前川 清成君
石川 博崇君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君東川田 龍平君
和田 政宗君
吉良よし子君
福島みずほ君
浜田 和幸君石井 昌宏君
宇都 隆史君
大家 敏志君
木村 義雄君
北村 経夫君
熊谷 大君
上月 良祐君
豊田 宏文君
當故 俊郎君

委員

事務局側
憲法審査会事務
局長 情野 秀樹君

事務局側

憲法審査会事務
局長 情野 秀樹君

本日の会議に付した案件

○憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第四九号外九件)

○憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第五六号外一九件)
○海外で戦争する国づくりに反対し、九条を守り、憲法をいかすことに関する請願(第一八三号外一件)

○憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和

○日本国憲法を守りいかすことに関する請願(第一二三四六号)

○日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくなることへの反対に関する請願(第一二三五六号)

○日本国憲法第九条を守ることに関する請願(第一二三五七号外一件)

○日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一二五六三号外一〇件)

○日本国憲法第九条の改正を行わないことに

と暮らしにいかすことにに関する請願(第一一八五号)

○憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一一〇五号外三件)

○日本国憲法九条を変えることの反対に関する請願(第九二六八号外一件)

○憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにはいきすことに関する請願(第九五六号外一件)

○憲法を改悪せず、九条を守り抜くことに関する請願(第一一三三二号外一二件)

○憲法第九条・第九十六条改悪反対に関する請願(第一一三三二号外二二件)

○憲法改正を行はず、第九条を守ることに関する請願(第一一五二一号外二二件)

○九条を守り、平和にいかすことに関する請願(第一一六二一号外三件)

○日本国憲法の改悪を行はず、今こそ憲法をいたした政冶を行うことに関する請願(第一一六二二号外二件)

○憲法九十六条改正反対に関する請願(第一二一八号外二件)

○憲法九十六条改正反対に関する請願(第一二二二号外二件)

○日本国憲法を守りいかすことに関する請願(第一二三三四六号)

○日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくなることへの反対に関する請願(第一二三五六号)

○日本国憲法第九条を守ることに関する請願(第一二三五七号外一件)

○日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一二五六三号外一〇件)

○日本国憲法第九条の改正を行わないことに

関する請願(第一一〇五五号)

○憲法改悪反対、第九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇六五号)

○国防軍、戦争ができる国への改憲をせず、九条を守り、平和外交を行うことに関する請願(第三二三四三号)

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

○これまで請願の審査を行います。

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

○会長(小坂憲次君) 速記を起こしてください。

六月十三日本審査会に左の案件が付託された。

下げて、改定しやすくすることに反対する」と。

第二三五七号 平成二十六年六月六日受理

日本国憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都小金井市 小柴健志 外七百八十三名

紹介議員 糸数 慶子君

次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法第九条を守ること。

第二三四〇号 平成二十六年六月九日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 千葉市 永松好信 外三十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

六月十七日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第二五三八号)

ことに関する請願(第二五三八号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第二五三八号)

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第二五三八号)

一、憲法九十六条改正反対に関する請願(第二六一四号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

する請願(第一七一五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二一号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)

一、日本国憲法第九条を守ることに関する請願(第二七二六号)

一、憲法改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

する請願(第一七一五号)平成二十六年六月十一日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 石原みつ子 外
第一五三八号 平成二十六年六月十一日受理
憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 石原みつ子 外

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二五六三号 平成二十六年六月十一日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県草加市 上村聰 外五百四十五名

紹介議員 紙 智子君

次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法第九条を守ること。

第二七一七号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 札幌市 松村愛花 外六千四百四十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

願 請願者 岐阜県大垣市 佐藤英樹 外六千四十四名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 神奈川県小田原市 市川安子 外六千四百四十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 岐阜県吉川市 遠藤智佳子 外六千四百四十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 埼玉県深谷市 須永こづえ 外六千四百四十四名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 東京都練馬区 中嶋洋子 外六千四百四十四名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 大阪市 奈良三重子 外六千四百四十四名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 高知県土佐市 飯尾京子 外六千四百四十四名
紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。
願 請願者 大阪府河内長野市 坂上恵子 外六千四百四十四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願
請願者 岐阜県大垣市 佐藤英樹 外六千四百四十四名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二一号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 神奈川県小田原市 市川安子 外六千四百四十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二二号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 埼玉県吉川市 遠藤智佳子 外六千四百四十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二三号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 大阪市 奈良三重子 外六千四百四十四名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二四号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 高知県土佐市 飯尾京子 外六千四百四十四名
紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二五号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府河内長野市 坂上恵子 外六千四百四十四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

本国憲法は過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。特に憲法第九条は、武力による威嚇又は武力の行使の放棄、戦力不保持、交戦権否認を定め、国内外も世界でも人々の支持を集めている。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと。

第三二三九号 平成二十六年六月十六日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 北海道函館市 佐々木志津子 外四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第三二四〇号 平成二十六年六月十六日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都足立区 櫻井一由 外千百八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第三二四一号 平成二十六年六月十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 札幌市 一柳好 外三百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三二四二号 平成二十六年六月十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都渋谷区 加藤雅子 外二千九十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三一七一号 平成二十六年六月十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 福本京子 外十二名

紹介議員 吉良よしこ君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三一四三号 平成二十六年六月十六日受理
国防軍、戦争ができる國への改憲をせず、九条を守り、平和外交を行うことに関する請願

請願者 京都市 岸野とき子 外九十八名

紹介議員 倉林 明子君

日本国憲法は、アジアで二千万人、国内で三百万人の犠牲を強いた戦争への反省から、戦争を放棄し、軍隊を持たない平和な国を誓つた。しかし、今第九条を改憲して国防軍をつくり、集団的自衛権を使用してアメリカに従い、戦争ができる國に変える動きが強まっている。北朝鮮の核や中國との尖閣諸島などの国際問題への武力（戦争）での対応は危険であり、再び悲惨な結果を生じかねない。国防軍ではなく、第九条をいかした平和外交による國を守る努力を求める。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、第九条を改憲し、「国防軍」をつくり「戦争で生きる國」に反対すること。

第三二四四号 平成二十六年六月十六日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良市 伊藤慧 外四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。